

すまいる通信 平成27年8月 第25号

相続手続きはいつまでにすればいいですか?と質問をされることがあります。

相続手続きにも色々あるのですが、期限が決められている主なものとしては

- 相続放棄：相続開始を知った日から3か月以内
- 準確定申告：相続開始から4か月以内
- 相続税申告：相続開始から10か月以内

金融機関の名義変更や解約、不動産の相続登記については期限がありません。

預金などをそのままにしている人はあまりいませんが、不動産の相続登記をしていないという人がいらっしゃいます。

相続登記をしていない不動産については、売却できない、その不動産を担保に金融機関の借入れができないなどの問題があります。お金が必要になって不動産を売却しようとしたときに、相続登記を済ませていないとすぐに現金化することができません。また、相続登記をしないまま相続人が亡くなると、さらに相続となって手続きが複雑化し、それを処理するのに長い時間を要する場合がありますので早めに登記手続きをすることをおすすめしています。最近では、相続登記をしていない所有者不明の不動産が震災復興の妨げになっていたり、相続後に放置されたままの空き家が社会問題化しています。

相続税の申告期限は10か月なのですが、この10か月という期間は長いようであつと言う間です。不動産を売却し、その代金で相続税の支払いをするのであれば、測量をしておく、登記の権利関係を確認しておくなど、スムーズに売却ができるよう生前に準備をしておく必要があります。その準備をするためには、まずは自分たちの相続税が一体いくらかかるのか?を把握しておくことが大切です。相続税の試算をしたい方は、お気軽にご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	大井町 生涯学習センター	南足柄市 女性センター
相続入門編	9月25日（金）	9月27日（日）
遺言・家族信託編	10月30日（金）	10月25日（日）
相続対策編	11月20日（金）	11月29日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。

*5分前までにご来場ください

お申し込み **TEL：0465-39-1900**
 （行政書士長尾影正事務所まで）

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



住まいる株式会社
 代表取締役 長尾影正
 小田原市鴨宮666番地の1
 TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>